

第3次大田原市行政改革大綱

(平成28年度～令和2年度)

平成28年3月

大田原市

はじめに

平成12年4月、地方分権一括法の施行により、中央集権型から地方分権型への行政システムの転換が図られ、地方自治体が自ら考え行動することで個性豊かな地域社会の形成が求められました。その後も国、県からの権限移譲を含む地方分権が進み、人口減少や少子・高齢化の進行、行政需要の多様化など社会経済情勢が変化する中、平成26年4月、本市は、市民が自治や市政に積極的に参加し、地域が自主的かつ自立的に決定していく地方自治を実現するため「大田原市自治基本条例^{*1}」を制定しました。

今後も各地方公共団体は国と対等の立場で独自の政策に基づき特色のあるまちづくりを行っていくことが求められます。

また、基幹財源である市税等の収入は経済情勢に大きく左右されることから、安定的な自主財源の確保は喫緊の課題であり、今後も医療費や扶助費等の社会保障関連の支出増や少子高齢社会への対応、安全安心なまちづくり、エネルギー対策、さらには東日本大震災により被災した市本庁舎の建て替えなどの多くの課題に直面する中で、求められる公共サービスを提供し続けるためには、持続可能な財政基盤を構築する必要があります。

こういった課題を解決し、「幸せ感の高いまち大田原市」を築いていくためには、市民の皆様と行政が一体となって行政改革を継続して推進することが重要であることから、今後5年間の行政改革の基本指針として第3次大田原市行政改革大綱を策定しました。

本大綱を基本に、本市の行政改革を着実に推進することにより、市民と行政とが一体となった活気あふれる大田原市が築かれるものと確信しております。

市民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成28年3月

大田原市行政改革推進本部

本部長（大田原市長） 津久井 富 雄

〈 目 次 〉

I 策定の背景	1 ページ
1 大田原市を取りまく環境	1 ページ
2 これまでの行政改革への取組と成果	1 ページ
II 行政改革大綱の策定の必要性	3 ページ
1 行政改革大綱の位置づけ	3 ページ
2 行政改革の重点項目	3 ページ
III 行政改革を推進するための取組内容	5 ページ
1 自助、共助、公助のまちづくりの推進	5 ページ
2 市民サービスの向上	5 ページ
3 効率的な執行体制の確立	6 ページ
4 行政体制の見直し	6 ページ
5 持続可能な財政構造の確立	6 ページ
6 公営企業等の経営健全化	8 ページ
IV 実効ある改革とするために	9 ページ
1 年度別実施計画の策定	9 ページ
2 推進体制	9 ページ
3 計画期間	9 ページ
V 用語集	10 ページ

I 策定の背景

1 大田原市を取りまく環境

平成17年10月1日、大田原市、湯津上村、黒羽町の3市町村による市町村合併が行われ新大田原市が誕生して10年が経過しました。国内においては、未だ長引く景気の低迷から脱却する兆しが不透明であり、人口減少、少子高齢化は一段と進行しております。本市の人口は、平成17年まで増加していましたが、それ以降は人口減少に転じ、2010年（平成22年）の国勢調査では77,729人（平成17年人口の98.4%）となっております。国立社会保障・人口問題研究所^{※2}（平成25年3月推計）の推計値によると、2020年には73,749人（平成17年人口の93.3%）、2060年には47,961（同60.7%）と試算されており、有効な施策を講じなければ人口減少が急速に進むと見られています。本市は、八溝山を囲む3県にまたがる2市6町により構成された「八溝山周辺地域定住自立圏^{※3}」の中心市として、人口の定住のために必要な生活機能の向上に向けた様々な取組を展開しています。

さらに、若い世代の安定した雇用の創出や移住・定住の促進、出生率を向上させることにより、人口減少に歯止めをかけるとともに、人口減少に対応した持続可能なまちづくりを推進するため、平成27年10月に「大田原市人口ビジョン^{※4}」及び「大田原市未来創造戦略^{※5}」を策定しました。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で被災した市庁舎については、新庁舎建設のための復興再整備事業に着手し、向こう4年以内の完成を目指して取り組むこととなり、限られた財源を有効に活用し、ワンストップ・サービス^{※6}の実現を目指します。

2 これまでの行政改革への取組と成果

本市は、昭和60年6月20日に大田原市行政改革推進本部^{※7}を設置し、同年10月、組織機構の簡素化、給与及び定員管理の適正化、事務事業の見直し、民間委託の促進等を盛り込んだ行政改革大綱を策定しました。

平成7年度には、さらなる行政改革の推進を図るため、市内の各団体の代表や公募委員からなる大田原市行政改革推進委員会^{※8}を設置し、行政改革大綱の見直しや取組内容に対する提言をいただきながら、行政改革に積極的に取り組んできました。

平成18年3月には、3市町村合併後の新たな取組として「第1次新大田原市行政

改革大綱」(平成18～22年度)を策定し、7つの重点項目を設定し、年度別実施計画として56項目の推進に取り組み、民間委託の推進や定員適正化計画による人件費の削減、使用料・手数料の見直し、事務経費の削減等を行った結果、5年の計画期間で累計約19億円の財政効果が得られました。

平成23年3月には、「第1次新大田原市行政改革大綱」を引継ぐ内容で「第2次大田原市行政改革大綱」(平成23～27年度)を策定しました。年度別実施計画も併せて策定し、本市の行政改革を推進してきました。特に職員数については、「大田原市定員適正化計画」に基づき、平成18年から平成27年までの10年間で20%の削減を実現するとともにスリムな行政を目指して組織の改編を進めてまいりました。

また、公共施設の管理については、民間の事業者の有するノウハウを活用するため指定管理者制度の導入を継続し、平成27年4月現在で15施設が指定管理者による管理に移行し、サービスの向上とともに施設管理費の削減につなげるなど一定の成果を上げてきました。

以上のことから、本市の行政改革が着実に成果を上げてきている現状を踏まえ、今後、行政改革をさらに推進するための方針を示すとともに、引き続き市民の皆様と行政が協働して行政改革を推進するため、本大綱を策定するものです。

II 行政改革大綱の策定の必要性

1 行政改革大綱の位置づけ

本大綱は、「大田原市総合計画」における本市の将来像の実現に向けた基本構想の理念に基づき、同計画に基づく政策・施策を推進するために必要な行政改革の在り方を示すものです。

また、本市が策定する以下の計画と整合性を図りながら、効果的な行政改革を推進します。

- ・大田原市総合計画^{※9}（新大田原レインボープラン 基本計画 [後期]）

計画期間：平成24～28年度 平成24年3月策定

- ・大田原市中期財政計画^{※10}

計画期間：平成28～令和2年度 平成27年11月策定

- ・大田原市定員適正化計画^{※11}

計画期間：平成28～令和2年度 平成27年4月策定

- ・大田原市ICT総合推進計画^{※12}

計画期間：平成25～28年度 平成25年8月策定

2 行政改革の重点項目

本市は、行政改革の指針となる行政改革大綱を策定するとともに、具体的な取組内容を示した年度別実施計画を策定し、その計画目標の実現に取り組んできました。

平成12年4月には地方分権一括法が施行され、「地方にできることは地方に」の国の方針のもとに、地方分権と地方公共団体への財源移譲を合わせて進めることにより、地方の自立性を高め、自己決定・自己責任の原則のもとに開かれた自治体経営が求められてきました。

加えて、長引く景気の低迷による市民所得や土地価格への影響により、市税等を取り巻く環境は厳しい状況に置かれており、本市の財政基盤を強化するためにも行政改革は必要不可欠なものになっています。

これらのことを踏まえ、新たな行政改革大綱のもとに市民と協働し、平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までの5年間の行政改革を継続して推進していきます。

行政改革大綱においては、引き続き次の6項目を行政改革の重点項目として掲げ、強力に推進します。

【 重点項目 】

- 1 自助、共助、公助のまちづくりの推進
- 2 市民サービスの向上
- 3 効率的な執行体制の確立
- 4 行政体制の見直し
- 5 持続可能な財政構造の確立
- 6 公営企業等の経営健全化

Ⅲ 行政改革を推進するための取組内容

1 自助、共助、公助のまちづくりの推進

(1) 市民との協働と市民参画のしくみづくり

本市は、これまでも様々な市民活動に支えられたまちづくりが行われてきました。今後も安心して暮らせる大田原市を築き、市民サービスの質の向上や業務の効率化を実現するために、市民が自らの責任で自ら行う**自助**、地域や民間の組織が協力して行う**共助**及び行政が担う**公助**、それぞれの役割と責任を明確化するとともに、市民との協働によるまちづくりを推進します。

(2) 民間委託等の導入推進

民間委託については、民間の手法等を活用することによる市民サービスへのメリットや費用対効果を検証し、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報保護や守秘義務に十分留意しながら積極的な民間委託を推進します。

また、公共施設については、指定管理者による管理の導入が一区切りしたことを受け、引き続き適切な指定管理者制度^{*13}の運用を図るとともに、裁量の幅を広げて施設を有効に活用するため、民間事業者への施設の移譲を進めることとします。

(3) 共同事業の推進

地域住民の利便性を図るため、一部事務組合等による広域的な公共施設の管理について、近隣市町と歩調を合わせて共同事業を推進します。

2 市民サービスの向上

(1) 窓口サービスの向上

住民と接する窓口職員の接遇の向上に努め、縦割り行政の欠点を見直し、ワンストップ窓口の導入等により市民の皆様の利便性や窓口サービスを向上させます。

さらに、窓口業務のアウトソーシング^{*14}による市民サービスの向上について研究を進めます。

(2) ICT^{*15}を活用したサービスの向上

ホームページ・SNS^{*16}・メール配信等を活用した情報発信の強化、インターネットを利用した行政手続の電子化^{*17}・証明書コンビニ交付^{*18}・公衆無線LAN^{*19}の拡充等の地域オンライン化の推進、クラウド技術^{*20}を活用した災害時等の重要情

報保護及び業務継続性の確保など、多様化したICTを適切に使い分け、市民サービスの向上につなげていきます。

(3) 事務事業の見直し

事務事業については、これまでも見直しをしてきましたが、限られた財源を有効に活用し、市民一人ひとりの幸せ度向上のため、行政評価^{※21}を活用して評価結果を予算に反映させることやICT活用による事務事業の効率化を進めます。

3 効率的な執行体制の確立

(1) 定員管理の適正化

平成27年4月に策定した定員適正化計画では、令和2年度までの5年間で10%の職員数を削減することとしましたので、計画的な採用を行うとともに任期付職員や再任用職員^{※22}等を有効に活用するなど、適正な定員管理を進めていきます。

(2) 人材の育成と意識改革

効率的に質の高い行政サービスを提供するため、今後も専門的な知識・技術の習得や政策形成能力の向上を図るとともに、自らの担当業務にとどまらず、その周辺業務にも多面的・機動的に対応できる職員の育成や個々の職員の意欲を向上させるため、大田原市人材育成ビジョン^{※23}に基づく取組を進めていきます。

4 行政体制の見直し

(1) 組織機構の見直し

地方分権による新たな行政課題、多様化する市民の行政ニーズへの対応や市民との協働によるまちづくりを推進するとともにワンストップ・サービスに即した組織機構づくりを行う、スクラップ・アンド・ビルド^{※24}の方針に基づき、行政のスリム化を目指しつつ柔軟かつ合理的な組織の構築を行います。

5 持続可能な財政構造の確立

(1) 財政健全化の推進

厳しさが予想される財政状況に対応し、市民の暮らしを支える基礎的自治体の役割を持続的に果たしていくため、大田原市中期財政計画を策定し、健全な財政運営を図るための各種取組を推進します。

(2) 歳入の確保

地方自治体が行政活動の自主性を発揮し自立性を高めるには、安定した財源の確保が必要であることから、住民負担の公平性を確保し、受益者負担の原則に従い、財源の見直しを行うことにより歳入の確保に努めます。

○ 市税等の徴収率の向上

市税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、市営住宅使用料については、振替納税^{*25}の更なる推進と納税者の利便性の向上を図り、現年度徴収率の目標を設定することで徴収業務を強化し、自主財源の確保に努めます。

○ 受益者負担の見直し

行政サービスの費用負担については、一定の割合は受益者が負担することが公平であるとの観点から、負担金、手数料、使用料について、適正な負担となるよう見直しを検討します。また、消費税増税が実施された際には、その費用増加分を勘案し、適正化を図ります。

○ 新たな財源の確保

市広報紙への広告掲載やバナー広告^{*26}等による収入、ふるさと納税寄附金制度^{*27}を引き続き推進するとともに、国の地方創生に伴う財政措置の活用や、新たな財源の確保につながる取組を積極的に行います。

(3) 歳出の抑制

○ 経費の節減

行政評価の結果を活用し、事業の効率的・効果的な執行を行うとともに、人件費・物件費・扶助費などの経常経費についても総点検を行い、経費を節減します。

○ 補助金等の見直し

必要性や費用対効果を検証するとともに、公益性や公平性を確保することを基本に各種負担金・補助金等の適正化を図ります。

○ 公債費の抑制

市債の発行に伴う公債費については、地方交付税への算入率の高い地方債を活用し、一般財源の負担を軽減するとともに、発行額については、特別な事情を除き、毎年度の元金償還額以下を目標とします。

(4) 適正な財産管理

市有財産については、市民ニーズも踏まえながら有効活用を図り、将来においても利活用計画のない財産については、貸付けや売却を検討し、財源の確保を図ります。

6 公営企業等の経営健全化

上下水道の地域拡大により、特別会計等の経営基盤を強化し、経営状況及び料金対象経費を的確に把握し、施設の統廃合、経費削減等による経営の健全化を推進します。

また、現在提供しているサービスの必要性を検証し、民間委託の推進、事務事業の見直しを進めるとともに、民間的経営手法の積極的な導入に努めます。

さらに、下水道事業については、公営企業としての経営基盤の強化や財政マネジメント等の向上を図るため、地方公営企業法適用のための基本計画を現在策定中であることから、公営企業会計^{※28}の適用を明確に位置づけるとともに、計画的な移行を進めます。

IV 実効ある改革とするために

1 年度別実施計画の策定

行政改革大綱に基づき、具体的な取組事項を「年度別行政改革実施計画」にまとめ、計画的に行政改革を推進します。

なお、「年度別行政改革実施計画」の所管課は、可能な限り各年度における数値目標を設定し、実効性のある行政改革を計画的に推進します。

2 推進体制

(1) 進行管理

職員は「全体の奉仕者」という公務員の原点に立ち、限られた財源を効果的に活用するため、全庁的な意識の共有化と職員一人ひとりの意識改革を図るとともに、行政改革を全庁的に推進するため、市長を本部長とし、副市長、教育長及び各部課長等で構成する「大田原市行政改革推進本部」において進行管理を行います。

(2) 行政改革に対する助言と提言

本市の行政改革推進のために設置された、市内関係団体からの推薦及び公募による委員で構成する「大田原市行政改革推進委員会」において、行政改革の取組に対して委員から助言及び提言をいただき、行政改革を進めます。

(3) 実績の公表

年度ごとの行政改革の進捗状況については、大田原市行政改革推進委員会、市議会へ報告するとともに、市広報やホームページ等を活用して広く公表し、市民の皆様の理解をいただきながら行政改革を進めます。

(4) 成果の反映と実施計画の見直し

行政改革の成果や実績については、次年度以降の施策に反映するとともに、弾力的に年度別実施計画の見直しを行います。

3 計画期間

平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までの5年間を計画期間として推進します。

V 用語集

	用語	ページ	解説
※1	大田原市自治基本条例(平成25年条例第35号)		本格的な地方主権時代を迎えるなかで、まちづくりの基本原理や理念あるいは市政の運営に関する基本的な事項を定める自治基本条例の策定に取り組み、基本理念と自治の基本原則、市民・議会・市長等の役割責務、行財政運営、条例の位置付けなどを定めた18条からなる条例。(平成26年4月1日施行)
※2	国立社会保障・人口問題研究所	1	1996年に、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって誕生した国立社会保障・人口問題研究所は、厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。(国立社会保障・人口問題研究所HPより抜粋)
※3	八溝山周辺地域定住自立圏	1	<p>国が推進する定住自立圏構想に基づき、栃木県、福島県、茨城県の3県にまたがりそびえる八溝山を取り囲んだ大田原市・那須塩原市・那須町・那珂川町・棚倉町・矢祭町・塙町・大子町の2市6町により構成し、「選択と集中」、「集約とネットワーク」の視点にたった新しい広域連携のあり方に着目し、持続的・魅力的で幸福感あふれる新しい地方の圏域づくりを創出するため取り組んでいる。</p> <p>【定住自立圏構想とは】</p> <p>地域の中心的な役割を担う自治体(中心市)と中心市と連携する意思を有する近隣自治体が手を取り合って圏域を形成し、様々な産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの地域の魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割を分担し、連携・協力することによって、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏において人口定住を促進する施策。</p>
※4	大田原市人口ビジョン	1	国と同様に本市人口の現状を分析し、地域住民の認識を共有し、今後目指すべき人口の将来展望を提示するビジョン。対象期間は2060年まで。
※5	大田原市未来創造戦略	1	大田原市人口ビジョンの将来展望を実現し、安定した人口構造を保ち、将来にわたって活力ある地域を形成するため、基本目標や基本的方向、具体的な施策等を提示。対象期間は平成27年度から平成31年度まで。
※6	ワンストップ・サービス	1	今まで複数の窓口で行っていた届出や申請などの手続きを、1つの窓口で済ませることができる行政サービス。
※7	大田原市行政改革推進本部	1	本市行政の簡素化と効率化を実現し、もって市民サービスの向上と市民福祉の増進を図るために設置。行革大綱策定にあたっては、大田原市行政改革推進委員会に諮問し、意見を聴取する。(大田原市行政改革推進本部設置規定 昭和60年訓令第4号)
※8	大田原市行政改革推進委員会	1	社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な行政の実現を推進するために設置。大田原市行政改革推進本部長の諮問に応じて、本市の行政改革に関する必要な事項を調査審議し、同本部長に答申する。(大田原市行政改革推進委員会運営要綱 平成7年告示第29号)

※9	大田原市総合計画	3	<p>本市は、平成18年度に「住む人が輝き 来る人がやすらぐ 幸せ度の高いまち」を将来像とする大田原市総合計画「新大田原レインボープラン」を策定し、「住んでよかった」「住みたい」と思われるまちづくりを進めている。</p> <p>総合計画は10年間のまちづくりの考え方を示す「基本構想」と、5年間ごとの具体的な施策・事業内容を示した「基本計画」、さらに2年間ごとの主要事業を財源の裏付けとともに示した実施計画から構成。(市HPより)</p> <p>(新大田原レインボープラン 基本計画 [後期] (平成24～28年度) 平成24年3月策定)</p>
※10	大田原市中期財政計画	3	<p>本市の財政運営の基本的な考え方や具体的な取組などを示し、毎年度の予算編成方針の指針として活用することで、一層の行財政改革を進め、諸施策の着実な実現と持続可能な自治体運営の確立を図る。(平成28～令和2年度 平成27年11月策定)</p>
※11	大田原市定員適正化計画	3	<p>市民のニーズの多様化及び地方分権時代に対応するため、行政の自主的・効率的な運営が必要となることから、職員の定数の適正化を図るための指針。計画期間は、平成28年度から令和2年度までの5年間。基準年度の平成27年4月1日現在の職員数604人を、令和2年4月1日現在で544人とし、60人(10.0%)の純減を目標とする。(平成28～令和2年度 平成27年4月策定)</p> <p>職員定数の削減は、退職者の不補充および配置替えにより行うとともに、新しい行政需要に応じた職種の職員採用を計画的に行う。</p> <p>職員定数削減と市民サービス向上の両立を図るため、民間委託の推進、再任用職員や臨時職員の任用を積極的に活用する。(市HPより)</p>
※12	大田原市ICT総合推進計画	3	<p>日々進展する情報通信技術を活用して地域情報化を推進し、市民サービスの向上や地域活性化、自治体の業務効率化などを図るために策定。(平成25～28年度 平成25年8月策定)</p>
※13	指定管理者制度	5	<p>多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを主目的として導入された制度。(大田原市指定管理者制度運用指針より)</p>
※14	アウトソーシング	5	<p>(英語: outsourcing、外部委託)</p> <p>従来は組織内部で行っていた、または新たに始める機能や事業等について、外部に資源(人材、技術力など)を求めること。</p>
※15	ICT	5	<p>Information & Communications Technology (情報通信技術) の略。</p> <p>日本ではIT (Information Technology) が同義で使われているが、ITに (Communication コミュニケーション) を加えたICTの方が国際的には定着している。日本が目指す情報化社会では、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増大している。</p>
※16	SNS	5	<p>ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきた。</p> <p>※Webサイト (ウェブ・サイト)</p> <p>ホームページのサービスを提供しているシステムやサーバ。</p> <p>(総務省HPより)</p>

※17	行政手続の電子化	5	<p>法令に根拠を有する国民等と行政機関との間の申請・届出等の行政手続について、書面によることに加え、オンラインでも可能とするための法を新たに整備。</p> <p>行政手続のオンライン化により、行政手続オンライン化法が施行され、情報システムが整備されると、申請・届出等の手続が、自宅又は会社に居ながら、いつでもインターネットでできるようになる。国民の利便性の向上と、行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的。(総務省HPより)</p>
※18	証明書コンビニ交付	5	<p>コンビニエンスストアのキオスク端末を利用し、居住する市区町村の区域を超えて、どこでもワンストップで証明書等の交付が受けられることができるサービス。</p> <p>※キオスク端末 不特定多数の人が、タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、さまざまなサービスを利用したりすることができる端末装置。(総務省HPより)</p>
※19	公衆無線LAN	5	<p>店舗や公共の空間などで提供される、無線LANによるインターネット接続サービスのこと。無線LANはケーブルの代わりに無線通信を利用してデータの送受信を行うLANシステムのこと。</p>
※20	クラウド技術	5	<p>データサービスやインターネット技術等が、ネットワーク上にあるサーバ群(クラウド(雲))にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる技術。</p>
※21	行政評価	6	<p>行政が実施する施策や事務事業を計画、実施、評価、改善という過程を通して事務事業の結果や成果を客観的に計り、改善につなげていくもの。(大田原市総合計画 基本政策7 「健全な自治体経営のまちへ」より)</p>
※22	任期付職員や再任用職員	6	<p>任期付職員制度 地方分権の進展に伴い、多様な任用・勤務形態を活用できるようにするため、専門的な知識・経験を有する者を活用するための制度。(総務省HPより)</p> <p>再任用制度 定年退職等により、一旦退職した者を1年以内の任期を定めて改めて、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができる制度。</p>
※23	大田原市人材育成ビジョン	6	<p>総務省が示した「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針」も踏まえ、的確な対応がとれる望ましい職員像を描き、そのような職員像を形づくるための施策を体系的に整理し、組織を挙げて取組を行うための時代に即した人材育成の基本方針。(平成26年3月策定)</p>
※24	スクラップ・アンド・ビルド	6	<p>行政組織を見直す上で、必要性・緊急性の薄れた組織を廃止し、行政ニーズに合った新しい組織を立ち上げる方法。</p>

※25	振替納税	7	指定の金融機関の預貯金口座から自動的に納税が行われる方法で、電気代やガス代など公共料金の自動振替と同じ。一度手続きを行うことで、同一税目の次回以降の納付も振替納税となるため、わざわざ金融機関に出かけて納付する必要がなくなる。(国税庁HPより)
※26	バナー広告	7	インターネット広告の一種。市のホームページに広告の画像を貼り、広告主のウェブ・サイトにつながる手法をとること。※大田原市ホームページ広告掲載取扱要領(平成23年11月1日実施)
※27	ふるさと納税寄附金制度	7	ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附(ふるさと納税)を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です(一定の上限あり)。(総務省ふるさと納税ポータルサイトより)
※28	公営企業会計	8	民間の企業会計と同様に、発生主義・複式簿記を採用しており、事業の経営成績や財政状況を基礎とした経営状況を的確に把握することができる。